

暴走族に対する総合対策の推進について（例規通達）

昭和55年2月20日

群本例規第8号（交指）警察本部長

〔沿革〕 昭和55年9月群本例規第30号（交指）、59年3月第10号（務）、60年8月第10号（務）、61年3月第7号（務）、平成元年3月第6号（務）、2年3月第4号（務）、4年3月第9号（務）、6月第18号（務）、6年3月第9号（務）11月44号（交指）、8年8月第18号（交指）、11年1月第3号（交指）、15年3月第7号（務）、16年3月第12号（務）、17年3月第9号（務）、18年3月第9号（務）、20年3月第12号（務）、21年3月第14号（務）、22年3月第6号（務）、23年2月第5号（総企）、24年3月第5号（総企）、25年3月第6号（総企）、27年3月第8号（総企）、28年3月第5号（務）、30年3月第2号（務）、31年2月第7号（務）、令和2年3月第11号（務）改正

（概要）

この規定は、集団暴走や凶悪事件を敢行する暴走族の根絶を図り、少年の非行防止及び市民の日常生活の安全と平穏を確保するため

- 有機的な取締り体制の確立
- 実態把握等総合対策の推進
- 推進上の留意事項

等の対策を推進するため必要な事項を定めたものである。